

国民健康保険の財政上の構造的な問題の解決について

【担当省庁】 総務省

奈良県における取組

- 本年4月より国民健康保険が都道府県単位化されたが、元来、「国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決すること」が都道府県単位化の前提とされてきた。(「社会保障制度改革プログラム法」)

【参考1】持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(抄)

第四条

7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 医療保険制度等の財政基盤の安定化についての次に掲げる事項

イ 国民健康保険(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三条第一項の規定により行われるものに限る。以下この項において同じ。)に対する財政支援の拡充

ロ 国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関し、国民健康保険の保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び次号において同じ。)の適正化等の取組を推進するとともに、イに掲げる措置を講ずることにより国民健康保険の更なる財政基盤の強化を図り、**国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決すること**とした上で、**国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本**としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するため必要な方策

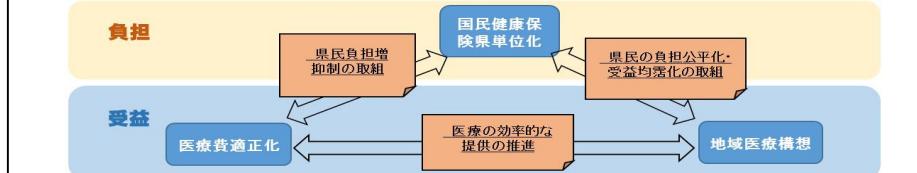
ハ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二十六号)附則第二条に規定する所要の措置

- したがって、**奈良県**では、国民健康保険の県単位化に当たって、県内市町村における**一般会計からの法定外繰入を解消する**などの取組を全国に先んじて図ってきた。

【参考2】奈良県における国保県単位化の取組について(H30.3.28記者発表資料)

- 「奈良モデル」の一つの到達点として、**国保県単位化**の枠組みを整備(本年4月よりスタート、平成36年度完成)。
- 平成36年度に**保険料水準を統一**。
一般会計からの法定外繰入は平成30年度に解消。
⇒県民の負担(保険料負担)と受益(医療費)の関係を「見える化」。
- 県民負担の上昇を抑制するため、公費を有効に活用。
抑制的な医療費目標を設定し、県が医療費適正化を主導する体制を整備。**地域別診療報酬**の積極活用を検討。

県は、今後、県民の**負担と受益を総合的にマネジメント**



- こうした本県の取組を踏まえ、「**経済財政運営と改革の基本方針2018**」(平成30年6月15日閣議決定)においても、「**国保財政の健全化に向け、法定外繰入の解消など先進事例を後押しするとともに横展開を図り、受益と負担の見える化を進める。**」とされている。
- しかし、これまでの累積赤字の解消についてはいまだ相当の時間を要する市町村が残っており、なお財政上の構造的な問題を払拭したとは言えない状況にある。

【参考3】奈良県における国保特会の累積赤字の市町村別の状況

(単位:千円)

市町村名	累積赤字残額 H28年度末	決算補填等目的 の法定外繰入 H28年度	備 考
御所市	530,622	25,000	H28年度並みの繰入で累積赤字を解消しようとすると20年以上の期間が必要
斑鳩町	315,322	15,343	
安堵町	93,589	0	
明日香村	49,868	0	
吉野町	3,060	0	

- 国民健康保険が将来にわたって持続可能な安定的な制度となるためには、**累積赤字の解消まで視野に入れた実効性ある仕組みづくりが不可欠である。**

【関係市町村】 御所市、斑鳩町、安堵町、明日香村、吉野町

国にお願いすること

- **市町村国保特会累積赤字解消のための特別の地方債の新設について**

法定外一般会計繰入の解消に取り組む団体を対象として、第三セクター等改革推進債を例に、市町村の国民健康保険特別会計の累積赤字解消のための特別な地方債(非5条債)を新設されたい。

【県担当部局】 福祉医療部医療・介護保険局医療保険課